

島根県病院内保育所運営費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、病院及び診療所における医療従事者（以下、「従業員」という。）の確保、離職防止及び潜在看護職員の再就職を促進するために、院内保育施設を運営する事業に対し、島根県医療介護総合確保促進基金を財源に予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日厚生労働省発医政0912第5号厚生労働事務次官通知の別紙）及び島根県補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象となる施設)

第2条 補助対象施設は、前条の目的のために設置された病院内保育施設（近辺の他の病院又は診療所の医療従事者が共同利用することを目的として一医療施設が設置した病院内保育施設を含む。）であって、別添1に掲げる病院内保育施設の種別のいずれかに該当し、原則12か月運営し、かつ保育料として保育児童1人当たり平均月額10,000円以上徴収している施設とする。

2 前項の運営月数の算定にあたっては、その月における開所日数がおおむね15日以上である場合には1か月として算定して差し支えないものとし、また保育料とは保育に要する費用の保護者負担額（給食費を含む。ただし、おやつ代は除く。）をいう。

(補助事業者)

第3条 この補助金は、島根県内に所在し、前条の規定を満たす施設を運営する次に掲げる事業者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に対して交付する。

- (1) 日本赤十字社
- (2) 社会福祉法人
- (3) 厚生農業協同組合連合会
- (4) 国家公務員共済組合及びその連合会
- (5) 地方公務員等共済組合
- (6) 私立学校教職員組合
- (7) 農林漁業団体職員共済組合
- (8) 健康保険組合及びその連合会
- (9) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- (10) 学校法人
- (11) 医療法人
- (12) 民法法人

(13) 独立行政法人（国立病院機構及び地域医療機能推進機構）

(14) その他知事が認める者

2 前項の規定にかかわらず、当該年度に都道府県労働局が実施する事業所内保育施設設置・運営等支援助成金及び内閣府が実施する企業主導型保育事業費助成金を受給する事業者については、この補助金の交付対象から除外する。

（補助事業者の義務）

第4条 補助事業者は、施設、設備及び運営について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を尊重しなければならない。

（補助金交付額の算出方法）

第5条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表1により算出した基準額と別表1に定める補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により算定された額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする（ただし、県予算の範囲内）。

（補助金の交付条件）

第6条 この補助金の交付の決定は、次に掲げる事項を条件として付する。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え当該収入及び支出について、証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

- (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式3により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(申請の手続)

第7条 この補助金の交付の申請は、別紙様式1による申請書を知事が別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に準じて毎年度12月25日までに提出しなければならない。

(実績報告書)

第9条 この補助金の事業実績報告書は、事業完了後1か月以内又は翌年度4月5日のいずれか早い日(第6条第2号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月以内)までに別紙様式2による報告書を知事に提出して行わなければならない。

附則 この要綱は、平成14年4月1日から適用することとし、島根県子どもを持つ看護婦確保経費補助金交付要綱は廃止する。

附則 この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成26年10月30日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成27年10月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 職員の実情に応じて夜間保育、休日保育を営む病院内保育施設で、通年の運営が困難又はひと月あたりの開所日数が15日に満たないもの(以下、「小規模院内保育所」という。)については、第2条の規定にかかわらず、補助対象とすることができる。
- 3 前項の規定を適用する場合においては、第5条第1項第2号による交付額の上限を1,000千円とする。

附則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 第2条第1項に定める病院内保育施設は、利用希望者の減少等の理由により利用定員に余裕がある場合は、利用定員の50%以内の範囲で従業員以外の児童も対象とすることができる。
- 3 前項に定める児童の保護者は、以下のア又はイを満たす者とする。
ア 一般事業主(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第69条第1項に定めるものをいう。)に雇用されていること。

イ 子ども・子育て支援法第 20 条に定める認定（同法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げるものに限る。）を受けていること。

4 病院内保育施設を運営する事業者は、児童の受入れにあたっては、従業員の児童を優先しなければならない。

(別表 1) 補助基準額と補助対象経費

補助基準額	補助対象経費
<p>1. 通年運営を行う病院内保育所</p> <p>(1)により算定した基本額より別添2に定める保育料収入相当額を控除した額に、別添3に定める病院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と、(2)により算定した加算額の合計額とする。</p> <p>(1)基本額</p> <p>ア A型特例 1人×153,700円×運営月数</p> <p>イ A型 2人×153,700円×運営月数</p> <p>ウ B型 4人×153,700円×運営月数</p> <p>エ B型特例 6人×153,700円×運営月数</p> <p>(2)加算額</p> <p>ア 24時間保育を行っている施設 17,060円×運営日数</p> <p>イ 病児等保育を行っている施設 193,070円×運営月数</p> <p>ウ 緊急一時保育を行っている施設 17,060円×運営日数</p> <p>(注1) 基本額の各種別については、別添1に基づき決定する。</p> <p>(注2) 病児等保育については、別添4の条件を満たす事業を実施する施設を対象とする。</p> <p>(注3) 緊急一時保育については、別添5の条件を満たす事業を実施する施設を対象とする。</p> <p>2. 小規模院内保育所</p> <p>(3)により算定した基本額の合計額とする。</p>	<p>病院内保育所の運営に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、委託料(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等に相当する経費に限る。)</p> <p>(注6) 運営を関係団体に委託している場合、次の事項を全て満たしていることを条件に、給与費相当額の委託料を補助対象経費として計上することを認める。</p> <p>①委託契約が締結され、契約書が作成されていること。なお、契約書及び決算書等には、保育士等職員の給与費等が明示されていること。</p> <p>②委託先は委託者が十分指導監督できる団体であること。</p> <p>③委託者が病院内保育所運営事業の管理責任者であること。</p> <p>④原則として、病院内保育所運営事業に必要な経費の大部分を委託者が負担していること。</p> <p>⑤受託者は善良なる管理者の注意をもって委託事業を実施する旨が契約書に記載されていること。</p> <p>(注7) 共同利用型病院内保育所については、保育施設を設置した事業者が、保育施設の会計を単独処理(共同で利用する各事業者からの負担金等を設置者負担額に含め、当該保育施設の会計を一括経理)する場合に限り交付の対象とする。</p>

<p>(3)基本額</p> <p>ア 夜間保育を行っている施設 23,410 円×運営日数</p> <p>イ 休日保育を行っている施設 11,630 円×運営日数</p> <p>(注4) 夜間保育については、夜 10 時から朝 6 時までの間に保育を行ったものを対象とする。</p> <p>(注5) 休日保育については、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日の間に保育を行ったものを対象とする。</p>	
--	--

(別添 1) 病院内保育施設の種別

別表 1 「1. 通年運営を行う病院内保育所」の種別は、以下の表のとおりとする。種別を決定するにあたっては、各基準項目を全て満たしていなければならない。

なお、保育児童数の算定に関しては、本補助金交付対象の医療機関等に勤務する医療従事者等（当該医療機関等に勤務する職員であって、人事異動等により他の施設の勤務となった職員も含む。）の児童であって、年間の平均保育児童数が各種別の基準値以上あれば、各月において基準値未満（6 か月以上に達する場合は除く。）であっても各種別に該当するものとする。

	保育児童数	保育士等数	保育時間
A型特例	4 人未満	2 人以上	8 時間以上
A型	4 人以上	2 人以上	8 時間以上
B型	10 人以上	4 人以上	10 時間以上
B型特例	30 人以上	10 人以上	10 時間以上

(別添 2) 保育料収入相当額

別表 1 における各種別の保育料収入相当額は、以下の表のとおりとする。

種別	保育料収入相当額
A型特例	288,000 円
A型	1,152,000 円
B型	2,880,000 円
B型特例	5,184,000 円

(別添3) 負担能力指数による調整率の算出方法

負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期余剰金を、補助を受けようとする年度の病院内保育所運営費に係る設置者負担額（本補助金交付前の額）で除した数値とする。

ただし、病院内保育施設運営費は、病院内保育施設運営費支出予定額と以下に定める標準経費とを比較して少ない方の額とする。

$$\text{標準経費} = \text{保育士等の数} \times \text{標準人件費} + \text{その他の経費}$$

注)

(1) 保育士等の数は、当該年度の4月1日（土曜日又は休日の場合は直後の平日とする。）現在の病院内保育施設利用職員の児童数を、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数で除して得た数値（小数点第2位を四捨五入する。）とする。

ただし、算出された保育士等の数がA型特例及びA型にあつては2人、B型にあつては4人、B型特例にあつては10人を下回る場合は、当該病院内保育施設の保育士等の数は、A型特例及びA型2人、B型4人、B型特例10人とする。

(2) その他の経費は、病院内保育施設運営費支出予定額から保育士等の職員の人件費を除いた経費のうちの都道府県が認めた額とする。

ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等病院内保育施設の運営費以外の費用は認めないものとする。

(3) 標準人件費は、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費とする。

○病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数算出基準児童数

2.6人

○病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費

年額3,186,000円

負担能力指数による調整率は、以下の表の通りとする。ただし、病院内保育施設設置後3か年を経過していない施設にあつては適用しない。

負担能力指数	調整率
5未満	1.0
5以上20未満	0.8
20以上	0.6

(別添4) 病児等保育

別表1による補助基準額算出において、加算の対象となる「病児等保育」については次のアからキの条件を満たすものとする。

ア 対象児童

(ア) 医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な病院内保育所に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童。

(イ) 保育所に通所している児童ではないが、(ア)と同様の状況にある児童（小学校低学年児童等を含む。）。

イ 対象疾患等

感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。

また、原則として7日まで連続して保育することができるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、7日を超えて保育できるものとする。

ウ 施設

病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けていること。また、安静室は病児等が2人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として1.65㎡以上であること。

エ 職員配置等

(ア) 病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を1名以上配置すること。なお、病児等の児童数が2名を超える場合には、病児等2名に対し看護職員1名の配置を基本とすること。

(イ) 児童の受け入れに当たっては、当該施設等の医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。

(ウ) 体温の確認等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。

(エ) 他の児童への感染の防止に配慮すること。

オ 利用事務手続等

(ア) 利用事務手続きについては、都道府県又は実施施設毎に定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。

(イ) 利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行うこと。
ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続きは、事後であっても差し支えないものとする。

カ 保育料の徴収

病児等保育の実施に係る費用については、1日当たり3,200円以内で保護者より徴収するものとする。(ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げないものであること。)

キ その他

病院等従事職員の委託を受けて病児等保育を実施する他に、市町村等の保育担当部局や施設周辺の保育所等と情報交換を行い、実情に応じて病児等児童の保育受け入れを行うものとする。

(別添5) 緊急一時保育

別表1による補助基準額算出において、加算の対象となる「緊急一時保育」については次の条件を満たすものとする。

ア 対象児童

24時間保育を実施していない病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の乳児または幼児であって、医療機関からの緊急呼び出しにより勤務を要することにより家庭で育児を行うことが困難な児童(小学校低学年を含む)。

イ 対象となるサービス

病院内保育所が予め契約をしている保育サービスを提供する事業者と契約をしており、かつ保育サービス提供者への支払を当該病院内保育所の会計で行い、アの児童を保育したことにより病院内保育所がその利用に要する費用の全部又は一部を負担した場合とする。

なお、保育サービスに係る自己負担額を病院内保育所が職員から徴収している場合には、病院内保育所の収入に算入すること。

ウ 緊急一時保育の対象となるサービス提供事業者

認可外保育施設、民間ベビーホテル、民間ベビーシッター会社、家庭福祉員及び家政婦(夫)等の保育提供事業者が行う保育を対象とし、公立保育所、認可保育所都道府県又は市区町村が行う行政措置及び家庭並びに同居の親族が行う保育については対象としない。